

入 札 説 明 書

調達内容等件名 広島市水道局高陽浄水場で使用する電気

公 告 日 令和5年12月14日
(広島市報調達号外714号)

上記に係る入札等については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

広島市水道局財務課契約係

項目及び構成

- 1 契約者
- 2 契約担当部局
- 3 調達内容
- 4 競争入札参加資格
- 5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出
- 6 一般競争入札参加資格確認通知
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 8 契約条項を示す場所等
- 9 入札の方法
- 10 開札
- 11 その他

契約書（案）及び仕様書

- 別紙1 令和4年度最大使用電力日における負荷曲線
- 別紙2 令和5年度最大使用電力日における負荷曲線
- 別紙3 使用予定電力量及び実績
- 別紙4 日別・時間別使用電力量の実績

別添 一般競争入札参加資格確認申請書
入札参加資格の確認に係る納税証明書について
入札書（指定様式）
入札附属書
委任状
仕様書等に関する質問書（指定様式）
入札書等の提出について

1 契約者

広島市

2 契約担当部局

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局財務課契約係

電話 082-511-6826 (直通)

3 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

広島市水道局高陽浄水場で使用する電気

予定使用電力量 2,269,454 kWh (1年間)

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(1年間)

(5) 履行場所

広島市水道局高陽浄水場

広島市安佐北区落合南六丁目1番1号

4 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物

品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「16-01 電力供給」に登録している者であること。

当該広島市競争入札参加資格を有していない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて、次のとおり提出すること。

ア 申請期間

入札公告の日から令和6年1月11日（木）までの広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）第1条第1項の各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先

次の場所において交付し、又は広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「資格審査申請や変更届など」→「物品・役務等競争入札参加資格申請について（WTO案件）」に掲載する。

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部物品契約課

電話 082-504-2083（直通）

ウ 申請方法

申請書等は、前記イ（申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先）の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。

エ 申請者の義務

申請者は、本局から申請書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本局から一般競争入札参加資格確認申請書等に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

一般競争入札参加資格確認申請書は、広島市水道局のホームページ
(<https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/>) の「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「調
達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」→「令和6年度案件」(以下、同じ。)か
らダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は、次により交付
する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和6年1月18日(木)までの市の休日を除く午前8時30分から
午後5時まで。

イ 交付場所

前記2(契約担当部局)に同じ。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 提出期間

前記(1)アに同じ。

イ 提出場所

前記2(契約担当部局)に同じ。

ウ 提出方法

郵送(配達証明付書留郵便に限る。)又は持参。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵
便とし、提出期限日の午後5時までに必着させること。

6 一般競争入札参加資格確認通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札の参加資格を有すると認めた者には、
一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格を有する者であると認められた者が、前記4の各号いずれかの条件を欠いた
ときは、競争入札参加資格を喪失する。

8 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、次
により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和6年1月24日（水）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。
なお、仕様書等に関する質問書は、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。
ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(ア) 提出期間

入札公告の日から令和6年1月11日（木）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(イ) 提出場所及び問合せ先

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局技術部調整課

電話 082-511-6861（直通）

(ウ) 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便）又は持参とする。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。なお、上記ア(ア)の期間の経過後に質問書を提出した場合は、入札書等の提出期限までに当該質問に対する回答ができないおそれがある。

9 入札の方法

(1) 入札書の提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 入札書及び入札附属書の提出期限

令和6年1月24日（水）の午後5時までに提出すること。

郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、令和6年1月24日（水）の午後5時までに必着させること。

(3) 入札書及び入札附属書の作成方法等

ア 入札書及び入札附属書は日本語で記載すること。また、入札金額及び入札附属書に記載する金額は日本国通貨とする。

イ 入札書は、本局所定の用紙によること。

ウ 入札書（指定様式）の記載項目

(ア) 入札書第何回

(イ) 年月日「令和6年1月〇〇日」（提出日を記入すること。）

(ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）

(エ) 入札金額（参考 履行期間の予定総額）及び入札金額を1年間の予定使用電力量で割った額

(オ) 基本料金単価（契約電力に対する契約希望単価）

(カ) 電力量料金単価（予定使用電力量に対する契約希望単価）

(キ) 割引料金（月額）

(ク) 「消費税法第9条第1項の適用について」は、該当の数字を○印で囲むこと。

(注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。

2 外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

3 入札金額の訂正は認めない。

4 本入札書に記載する入札金額（参考 履行期間の予定総額）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札附属書により見積もった1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

5 国がエネルギー価格高騰対策として実施する電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下「電気価格激変緩和対策事業」という。）による電力量料金の値引きは、入札金額及び電力量料金単価に反映させないこと（ただし、契約締結後の電気料金の請求に当たっては、当該値引きを請求額に適切に反映させること。）。

6 入札に当たっては、次のことを踏まえて入札金額を見積ること。

- ・ 本市を管轄する一般送配電事業者（中国電力ネットワーク株式会社）が、発電側課金の導入その他を内容に含む「託送供給等約款」の変更に係る認可申請を、令和5年12月1日付けで国に行っており、国の認可を経た場合、変更後の当該託送供給等約款の実施が令和6年4月1日に予定されていること。
- ・ 令和6年度から、小売電気事業者において、容量拠出金の負担が開始すること。

エ 入札附属書の記載項目

仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対して、契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価並びに割引がある場合はその割引料金を控除して計算した結果を記載すること。ただし、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」の様式に積算の内訳を記載できない場合は、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」を見本に、入札金額（参考 履行期間の予定総額）の積算の内訳を任意様式（用紙はA4サイズ（定型）とし、2ページ以上に及ぶ場合には袋とじをすること。）に記載して提出すること。

なお、入札附属書の積算に誤りがある場合、また、入札附属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、入札書を無効とする。

- (ア) 標題「入札附属書（入札書積算内訳 第何回）」
- (イ) 年月日「令和6年1月〇〇日」（提出日を記入すること。）
- (ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名（代理人が入札する場合は代理人の氏名）
- (エ) 仕様書に定めた標準力率での契約電力に対する各月の基本料金の契約希望単価（標準力率の変動に対する積算を伴う場合はその積算方法。複数設定可能。）
- (オ) 予定使用電力量に対する電力量料金の各月の契約希望単価（複数設定可能。）、金額及び積算方法
- (カ) 割引がある場合、その割引料金及び積算方法
- (キ) 各月の基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を差し引いた合計金額
- (ク) 1年間の予定使用電力量、予定総額
- (ケ) 履行期間（1年間）における基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を控除した合計金額（履行期間の予定総額（上段））及び当該合計金額の110分の100に相当する金額（履行期間の予定総額（下段）（入札書記載の入札金額））

（注） 記載するに当たって、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とする。
- 2 基本料金及び電力量料金の単価には、1円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入すること。
- 3 電気価格激変緩和対策事業による電力量料金の値引きは、積算内訳に反映させないこと（ただし、契約締結後の電気料金の請求に当たっては、当該値引きを請求額に適切に反映させること。）。
- 4 別紙入札附属書に示した予定使用電力量は、使用月の日量を集計したものである。
- 5 入札に当たっては、次のことを踏まえて入札金額を見積ること。
 - ・ 本市を管轄する一般送配電事業者（中国電力ネットワーク株式会社）が、発電側課金の導入その他を内容に含む「託送供給等約款」の変更に係る認可申請を、令和5年12月1日付けで国に行っており、国の認可を経た場合、変更後の当該託送供給等約款の実施が令和6年4月1日に予定されていること。
 - ・ 令和6年度から、小売電気事業者において、容量拠出金の負担が開始すること。

(4) 入札書及び入札附属書の提出方法等

ア 入札書及び入札附属書を直接提出する場合は、入札書及び入札附属書を同一の封筒に入れ、糊付け箇所に「ㇼ」などを記入して封字し、かつ、封皮に商号（名称）及び「令和6年1月25日開札（広島市水道局高陽浄水場で使用する電気）の第1回入札書在中」の旨を記載し、前記2（契約担当部局）に入札書の提出期限（前記2）までに提出しなければならない。

なお、開札日には、第1回目の入札で落札者がいない場合は続けて入札を行うため、第2回目、第3回目の入札書及び入札附属書を準備しておくことをすすめる。また、開札に立ち会わない場合は、入札回数に相応する入札書及び入札附属書を同封して提出すること（開札に立ち会わない場合で、入札回数に相応する入札書及び入札附属書が同封されていない場合は、相応する入札に参加していない扱いとする。）。（別添「入札書等の提出について」参照）

イ 入札書及び入札附属書を郵便（配達証明付書留郵便に限る。）により提出する場合は、入札回数は3回を限度とするので、入札回数に相応する3通の入札書及び入札附属書を作成し、入札書をそれぞれ封筒に入れて、糊付け箇所に「ㇼ」などを記入して封字し、その封皮には入札者の商号（名称）を記載し、「令和6年1月25日開札（広島市水道局高陽浄水場で使用する電気）の入札書第何回目在中」と朱書すること。これらを封筒に入れて二重封筒とし、

表面に「令和6年1月25日開札（広島市水道局高陽浄水場で使用する電気）の入札書在中」と朱書し、親展により前記2（契約担当部局）あて入札書の提出期限（前記9(2)）までに必着させなければならない。（別添「入札書等の提出について」参照）

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書等の引換え、差換え又は撤回等は認めない。

(5) 無効の入札書

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記4(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ 一般競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ 再度入札等を実施する場合において、直前の入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札

オ その他広島市水道局契約規程第10条各号のいずれかに該当する入札（ただし、外国事業者が同条第1号の押印に代えて署名したものは除く。）

カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年広島市水道局規程第11号）第7条第5項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときにおける入札

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、別添の様式による委任状を開札時まで提出すること（外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。）。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(7) 入札回数

3回を限度とする。

(8) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

(9) 入札方法

ア 入札書の入札金額は、入札附属書により見積もった1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

イ 入札書には、入札附属書に記載した契約希望金額の単価を記入すること。

ウ 落札の決定に当たっては、総価により行う。

(10) 契約方法

契約は、入札書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価（当該金額に1円未満の端数を含むことができる。）で行う。

(11) 燃料調整費等

入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額（以下「燃料費等調整額」という。）並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金並びに電気価格激変緩和対策事業による値引きについては、入札金額に含まないものとして入札すること。

なお、燃料費等調整額については、契約書（案）のとおり、本市を管轄するみなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費等調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、電気価格激変緩和対策事業における対象事業者にあつては、電気料金の請求時において、当該事業において定められた値引きを適切に請求額に反映させるものとする。

10 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和6年1月25日（木）午前10時15分

広島市水道局基町庁舎10階 入札室

(2) 開札

ア 入札参加者のうち開札の立会いを希望する者は、立ち会うことができる。（立ち会うことができる者は、1名とする。）

入札参加者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。

ウ 入札参加者は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ「競争参加資格を証明する書類（資格審査結果通知書の写し）」及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所から退場することができない。

オ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

ア 本件公告に示した調達サービスを履行できると本局が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札日の翌日（市の休日でない日）にくじ引により落札者（落札者となるべき者）を決定するものとする。ただし、同価の入札をした者の全てが立会している場合には、開札後直ちに、くじ引により落札者を決定する。

なお、くじ引をしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引を行う。

ウ 他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。（広島市水道局契約規程第12条第3号、第34条第7号）

(3) 契約手続における交渉の有無

無

(4) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日（最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い市の休日でない日）に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金

額に基づく総支払予定額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本局及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は本局が交付する。

オ 本契約は、本局が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。ただし、外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

(5) 契約条項

別紙契約書（案）のとおり。

(6) 本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。

また、本局は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(7) 本調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（以下「協定」という。）及び2012年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」（以下「改正協定」という。）の適用を受ける調達であるため、協定第20条及び改正協定第18条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保及び契約解除を行うことができる。

契 約 書（案）

広島市（以下、「発注者」という。）と、〇〇〇〇株式会社（〇〇〇〇部）（以下、「受注者」という。）とは、広島市水道局高陽浄水場で使用する電気の需給に関し次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の広島市水道局高陽浄水場で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価（以下、「電気料金」という。）を支払うものとする。

（契約金額）

第 2 条 契約金額は、次のとおりとする。

基本料金 単 価	〇, 〇〇〇. 〇〇円/kW（消費税及び地方消費税を含む。）
電力量料金 単 価	〇〇. 〇〇円/kWh（消費税及び地方消費税を含む。）

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と受注者とが協議して、これを改定できる。

（契約期間）

第 3 条 契約期間は、令和 6 年〇月〇〇日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。（地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）

（履行期間）

第 4 条 履行期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

（契約保証金）

第 5 条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第 6 条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第 7 条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量から変動することができる。

（契約電力の増減）

第 8 条 各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が 5 0 0 kW 以上となる場合は、発注者と受注者とが協議して、契約電力を決定するものとする。

2 前項の規定により契約電力が 5 0 0 kW を超え発注者と受注者とが協議の上契約電力を決定した後に、発注者が契約電力を超えて電気を使用した場合は、超過金の支払について発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払が適当であると認められた時は、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者の指定する期限内に支払うものとする。

（使用電力量の計量及び検査）

第 9 条 毎月の電力量の計量日は、発注者と受注者とが協議の上各月ごとに定めるものとし、受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し、発注者の指定する職員等の検査を受けなければならない。

（電気料金の算定）

第 1 0 条 電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額から割引料金を引いた額とする。（当該金額に 1 円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）

2 基本料金は、契約電力に第 2 条第 1 項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、受注者は、

仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。

- 3 電力量料金は、前条により読み取った1月の使用電力量に第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、本市を管轄するみなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、燃料費等調整を行う場合は、その実施等について、あらかじめ発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。また、国がエネルギー価格高騰対策として実施する電気・ガス価格激変緩和対策事業における対象事業者である受注者にあつては、当該事業において定められた値引きを適切に電力量料金に反映させるものとする。

- 4 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）により経済産業大臣が定めた再生可能エネルギー発電促進賦課金単価によって、算定するものとする。

（電気料金の支払及び遅延利息）

- 第11条 受注者は、第9条に定めた検査終了後、前条により算定した額を1か月毎に請求するものとする。（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）

- 2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した後、受注者が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。

- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合には、受注者は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（談合行為等の措置）

- 第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
- (3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。
- (4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

- 2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金の総支払予定額の20パーセント（ただし、前項第4号に該当するときは、10パーセント。）に相当する額を、損害金として発注者に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

- 3 前2項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（契約解除）

- 第13条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めたとき。

- (2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 警察等捜査機関からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

- ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
- イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等
- ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等
- エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
- オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 受注者は、前項第3号から第5号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項第3号から第5号の規定により契約を解除されたときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金の総支払予定額の10パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

（契約解除後の処理）

第14条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

2 発注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を受注者に支払うものとする。

- (1) 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を1か月30日として按分した額。
- (2) 同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額。

3 前項の支払は、第11条に従うものとする。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第15条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等（暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第4項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

5 受注者は、前項の被害により電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行うものとする。

（守秘義務）

第16条 発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(特約事項)

第17条 本契約について、次年度の予算が減額・削除された場合には、本契約の変更・解除を行うことがある。また、発注者は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第18条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、入札附属書等に示された条件に基づき、発注者と受注者とは協議して決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年〇月〇〇日

発注者 広島市中区基町9番32号

広島市

代表者 広島市水道事業管理者

広島市水道局長 村上 裕之

印

受注者 〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

職名 氏名

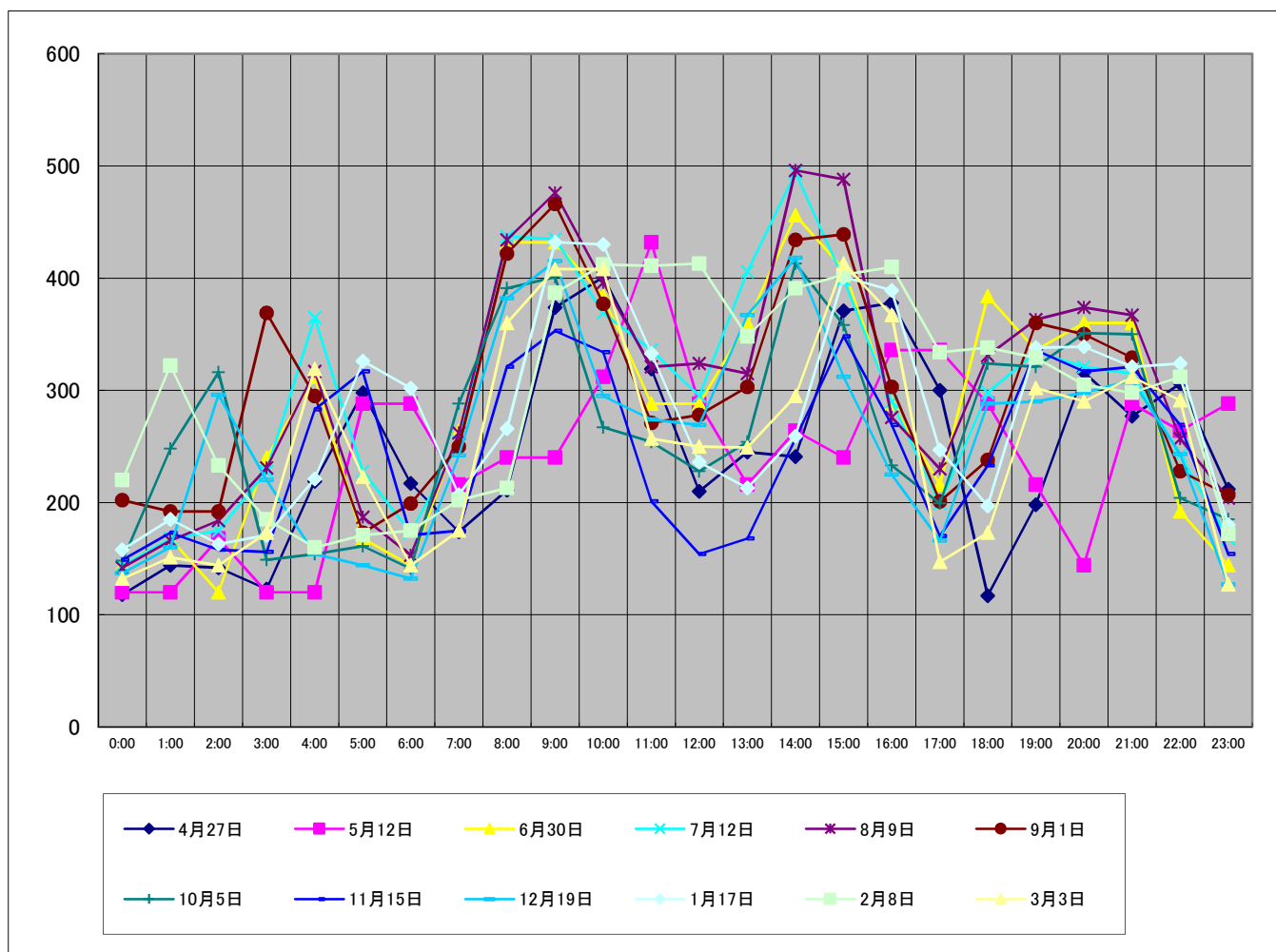
印

仕 様 書

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	広島市安佐北区落合南六丁目 1 番 1 号 広島市水道局高陽浄水場
受 電 設 備	高陽浄水場受変電所
業 種 及 び 用 途	産業用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
標 準 電 圧	6, 0 0 0 V (受電電圧 6, 6 0 0 V)
標 準 周 波 数	6 0 H z
受 電 方 式	1 回線受電
契 約 電 力	6 2 0 k W (契約上使用できる最大電力をいい、3 0 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	9 9 %
予 定 使 用 電 力 量	2, 2 6 9, 4 5 4 k W h / 年
使 用 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 0 : 0 0 ~ 令和 7 年 3 月 3 1 日 2 4 : 0 0
検 針 方 法	自動検針記録 (検針日は原則毎月 1 日)
電 力 量 計 (自動検針装置)	製造メーカー：富士電機メーター株式会社 型 式：F P 3 E 1 4 - R (パルス 2 0 0 0 pulse / kWh) (電子式精密電力計通信機能付)
需 給 地 点	場内の受電柱 6 k V 配電線引込口の気中開閉器の電源側端子
保安責任分界点	需給地点に同じ
財 産 分 界 点	需給地点に同じ
事故・災害時の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により、広島市水道局高陽浄水場への電力供給が停止した場合には、迅速に対応し、業務に支障が生じることがないように努めること。
そ の 他	・入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金並びに電気・ガス価格激変緩和対策事業による値引きは含まない。 ・入札に当たっては、次のことを踏まえて入札金額を見積ること。 ○本市を管轄する一般送配電事業者（中国電力ネットワーク株式会社）が、発電側課金の導入その他を内容に含む「託送供給等約款」の変更に係る認可申請を、令和 5 年 12 月 1 日付けで国に行っており、国の認可を経た場合、変更後の当該託送供給等約款の実施が令和 6 年 4 月 1 日に予定されていること。 ○令和 6 年度から、小売電気事業者において、容量拠出金の負担が開始すること。 ・小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、一般送配電事業者の負担とする。 ・その他必要な事項は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款による。 ・自動力率調整（中央監視盤による制御）を行っている。

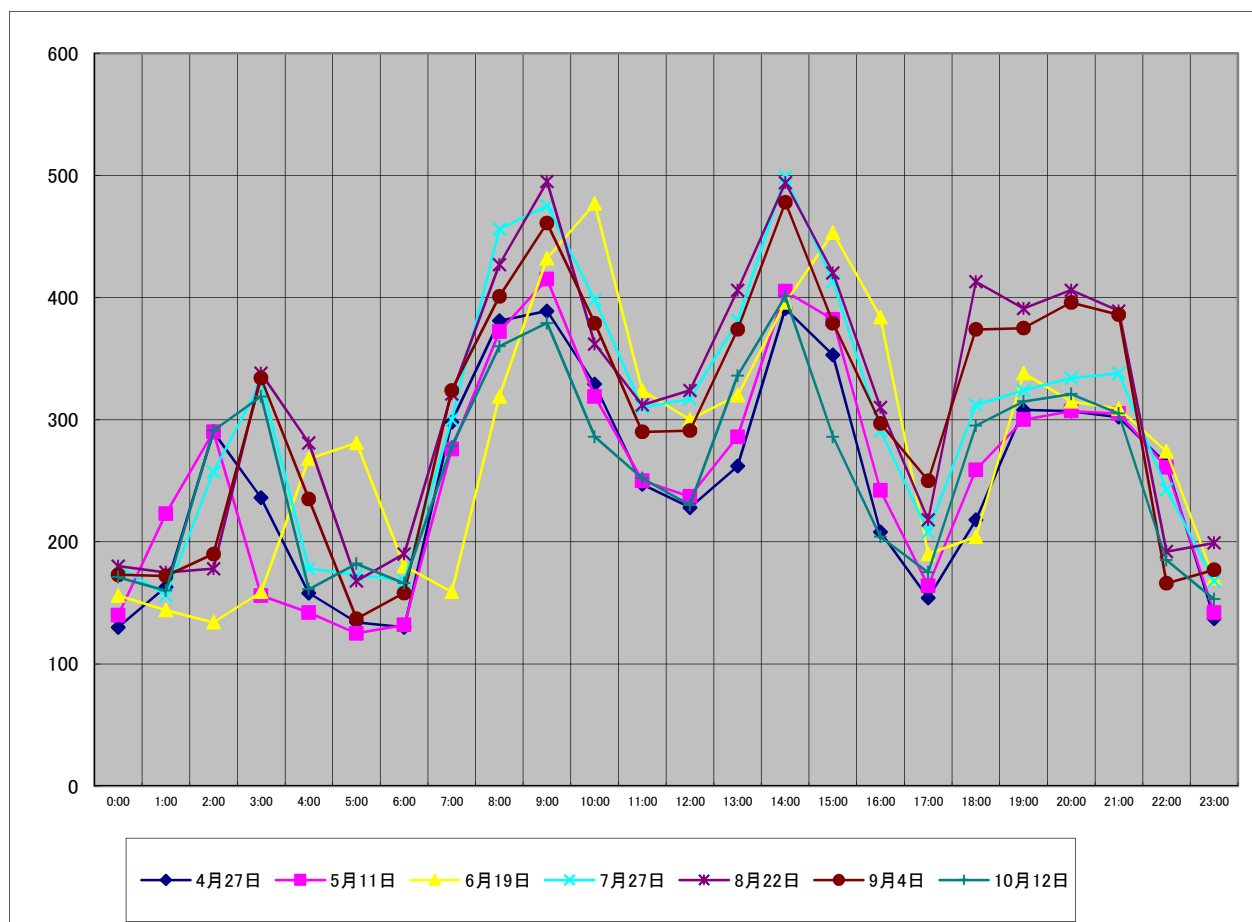
令和4年度最大使用電力日における負荷曲線（単位：kWh）

区分	4月27日	5月12日	6月30日	7月12日	8月9日	9月1日	10月5日	11月15日	12月19日	1月17日	2月8日	3月3日
0:00	118	120	144	144	142	202	148	149	137	158	220	132
1:00	144	120	168	168	166	192	248	173	160	185	322	151
2:00	142	168	120	175	184	192	316	158	296	163	233	144
3:00	123	120	240	228	231	369	149	156	220	171	185	173
4:00	219	120	312	365	317	295	154	283	154	221	160	319
5:00	298	288	168	228	187	173	161	317	144	326	171	223
6:00	217	288	144	173	153	199	141	171	132	302	175	144
7:00	174	216	264	254	262	250	288	175	242	207	202	175
8:00	211	240	432	437	434	422	391	321	382	266	213	360
9:00	374	240	432	435	476	466	401	353	415	432	387	408
10:00	401	312	384	369	396	377	267	334	295	430	412	408
11:00	319	432	288	336	321	271	254	201	274	333	411	257
12:00	210	288	288	295	324	278	228	154	269	236	413	250
13:00	245	216	360	406	315	303	254	168	367	213	348	249
14:00	241	264	456	494	496	434	413	257	418	259	391	295
15:00	371	240	408	399	488	439	358	348	312	401	403	413
16:00	378	336	288	290	276	303	233	269	225	389	410	367
17:00	300	336	216	199	230	201	199	170	166	247	334	147
18:00	117	288	384	298	331	238	324	233	288	197	338	173
19:00	198	216	336	334	363	360	321	336	290	338	329	302
20:00	316	144	360	321	374	350	351	317	298	339	305	290
21:00	277	288	360	315	367	329	350	321	309	321	298	312
22:00	306	264	192	242	257	228	204	269	243	324	312	291
23:00	212	288	144	168	204	207	185	154	127	180	172	127
合計	5,911	5,832	6,888	7,073	7,294	7,078	6,338	5,787	6,163	6,638	7,144	6,110



令和５年度最大使用電力日における負荷曲線（単位：kWh）

区分	4月27日	5月11日	6月19日	7月27日	8月22日	9月4日	10月12日					
0:00	130	140	156	180	180	173	171					
1:00	163	223	144	156	175	172	160					
2:00	290	290	134	257	178	190	291					
3:00	236	156	159	331	338	334	319					
4:00	158	142	268	178	281	235	161					
5:00	134	125	281	173	168	137	182					
6:00	130	132	180	168	190	158	166					
7:00	298	276	159	300	321	324	278					
8:00	381	372	319	456	427	401	360					
9:00	389	415	432	475	495	461	379					
10:00	329	319	477	398	362	379	286					
11:00	247	250	324	310	312	290	252					
12:00	228	237	300	317	324	291	230					
13:00	262	286	320	381	406	374	336					
14:00	391	405	396	499	494	478	401					
15:00	353	382	453	413	420	379	286					
16:00	208	242	384	291	310	297	204					
17:00	154	164	190	208	218	250	175					
18:00	218	259	204	312	413	374	295					
19:00	308	300	338	324	391	375	315					
20:00	307	307	315	334	406	396	321					
21:00	302	305	309	338	389	386	305					
22:00	264	261	274	243	192	166	185					
23:00	137	142	170	168	199	177	153					
合計	6,017	6,130	6,686	7,210	7,589	7,197	6,211	0	0	0	0	0



日 別 ・ 時 間 別 使 用 電 力 量 の 実 績

別紙4

(単位 : kWh)

令和5年8月

8月分	1日(火)	2日(水)	3日(木)	4日(金)	5日(土)	6日(日)	7日(月)	8日(火)	9日(水)	10日(木)	11日(金)	12日(土)	13日(日)	14日(月)	15日(火)	16日(水)	17日(木)	18日(金)	19日(土)	20日(日)	21日(月)	22日(火)	23日(水)	24日(木)	25日(金)	26日(土)	27日(日)	28日(月)	29日(火)	30日(水)	31日(木)	総合計
00:00～01:00	173	190	176	170	182	192	168	168	189	185	173	159	159	240	188	178	160	156	154	204	148	180	211	173	156	173	158	158	164	175	163	5,423
01:00～02:00	175	153	170	178	175	338	177	183	185	166	159	163	321	319	321	307	156	173	247	329	204	175	245	154	171	233	283	154	172	149	281	6,616
02:00～03:00	259	324	348	326	219	247	346	256	166	266	237	307	291	194	264	279	332	168	317	209	308	178	355	218	163	319	324	225	149	218	312	8,124
03:00～04:00	315	274	262	257	348	173	264	327	225	341	331	276	158	176	185	168	264	262	168	165	218	338	242	341	163	197	161	327	180	329	161	7,596
04:00～05:00	189	175	184	192	225	182	194	197	358	182	216	180	192	177	180	170	182	326	184	176	194	281	209	206	338	177	168	194	343	197	189	6,557
05:00～06:00	142	168	190	170	164	173	183	151	226	156	176	154	149	149	163	163	163	175	154	156	159	168	190	149	284	152	159	159	233	163	151	5,292
06:00～07:00	173	170	166	166	175	159	168	177	182	180	158	151	141	166	192	166	159	135	146	158	175	190	204	166	168	146	148	156	159	168	152	5,120
07:00～08:00	350	336	355	355	281	319	369	341	238	317	197	235	296	369	295	338	300	225	305	302	348	321	360	276	213	218	252	288	247	307	357	9,310
08:00～09:00	413	428	441	425	331	350	447	415	427	423	341	329	324	420	396	418	448	423	334	322	427	427	439	410	401	317	327	427	420	420	415	12,285
09:00～10:00	494	484	468	461	343	336	449	476	487	451	321	317	307	461	428	453	471	456	314	324	499	495	439	442	454	348	312	480	470	478	430	13,148
10:00～11:00	377	308	360	405	259	252	314	388	425	321	202	290	228	319	283	286	413	398	192	211	389	362	295	350	415	235	240	437	454	326	338	10,072
11:00～12:00	326	309	336	310	171	190	314	296	297	286	182	166	168	286	247	281	348	322	161	163	324	312	312	288	295	159	187	292	331	298	291	8,248
12:00～13:00	310	310	322	307	187	177	286	309	312	283	168	165	170	297	250	266	300	278	180	180	319	324	317	291	288	170	151	310	293	307	261	8,088
13:00～14:00	379	391	386	329	230	245	449	423	336	348	247	216	274	382	312	372	336	348	334	274	382	406	415	350	283	171	233	312	307	358	370	10,198
14:00～15:00	461	492	521	489	358	367	477	492	476	451	360	348	343	437	422	461	516	463	314	350	494	494	459	473	439	338	350	444	490	473	446	13,498
15:00～16:00	379	358	420	461	283	281	281	403	470	353	219	274	245	353	367	343	475	384	158	236	449	420	293	432	454	329	233	470	427	403	348	11,001
16:00～17:00	283	276	305	298	190	187	269	317	307	250	165	187	182	254	240	267	302	296	183	187	305	310	256	297	295	170	166	341	293	278	274	7,930
17:00～18:00	214	216	218	185	189	195	187	230	187	192	178	173	178	187	195	201	204	187	199	187	199	218	185	190	197	175	175	178	208	199	180	6,006
18:00～19:00	391	352	336	252	339	326	348	362	296	317	283	293	336	317	312	334	276	295	326	331	336	413	334	245	262	257	286	225	296	324	286	9,686
19:00～20:00	370	327	341	362	331	353	382	392	333	357	334	333	341	341	321	329	331	341	344	351	336	391	314	345	316	331	324	351	326	334	328	10,610
20:00～21:00	379	348	358	338	341	355	369	345	324	384	338	331	324	324	324	348	351	326	319	324	341	406	312	334	332	334	357	321	350	326	341	10,604
21:00～22:00	391	336	338	336	300	336	387	355	355	336	305	303	271	288	286	319	321	300	245	297	348	389	339	331	324	274	322	339	334	320	329	10,054
22:00～23:00	192	182	187	228	172	192	185	269	188	190	168	175	165	180	158	165	250	171	177	173	233	192	177	257	158	165	185	288	182	177	163	5,944
23:00～24:00	185	187	176	183	176	202	165	166	160	177	175	163	171	165	175	176	182	170	156	166	175	199	151	175	175	166	175	153	178	166	161	5,350
合 計	7,320	7,094	7,364	7,183	5,969	6,127	7,178	7,438	7,149	6,912	5,633	5,688	5,734	6,801	6,504	6,788	7,240	6,778	5,611	5,775	7,310	7,589	7,053	6,893	6,744	5,554	5,676	7,029	7,006	6,893	6,727	206,760

令和5年10月

10月分	1日(日)	2日(月)	3日(火)	4日(水)	5日(木)	6日(金)	7日(土)	8日(日)	9日(月)	10日(火)	11日(水)	12日(木)	13日(金)	14日(土)	15日(日)	16日(月)	17日(火)	18日(水)	19日(木)	20日(金)	21日(土)	22日(日)	23日(月)	24日(火)	25日(水)	26日(木)	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)	総合計
00:00～01:00	245	144	144	154	120	153	149	209	137	132	130	171	142	173	125	115	127	141	149	146	124	148	124	137	175	125	283	165	130	134	134	4,685
01:00～02:00	321	225	137	142	141	128	137	285	243	142	163	160	146	149	127	132	151	147	146	130	132	154	147	149	154	141	223	271	117	144	115	5,099
02:00～03:00	142	303	281	127	159	117	218	180	290	187	151	291	197	276	221	113	130	144	293	242	149	142	134	139	158	132	142	214	288	158	137	5,855
03:00～04:00	139	172	283	281	293	269	300	156	149	291	271	319	315	300	319	165	285	283	245	303	233	259	293	142	176	144	118	149	252	284	149	7,337
04:00～05:00	163	161	123	252	228	266	134	128	158	194	274	161	220	142	154	298	255	259	134	129	298	276	257	309	240	281	146	110	115	194	290	6,349
05:00～06:00	135	149	153	129	153	116	140	122	132	146	156	182	154	136	127	185	132	139	130	149	141	153	132	255	319	291	137	139	152	139	214	4,937
06:00～07:00	156	134	144	130	120	148	134	139	118	135	122	166	149	149	142	108	149	137	144	142	137	130	108	125	228	139	173	132	120	127	110	4,295
07:00～08:00	309	329	221	254	219	204	206	235	192	242	214	278	228	156	170	144	223	230	288	201	154	132	151	175	180	153	307	257	146	195	147	6,540
08:00～09:00	308	384	343	370	357	324	308	279	295	348	341	360	333	303	288	338	329	356	338	336	280	262	353	324	271	250	341	286	298	343	326	9,972
09:00～10:00	292	437	379	413	377	375	316	295	276	382	386	379	358	316	312	374	360	372	360	370	312	309	372	367	365	384	302	269	271	362	336	10,778
10:00～11:00	166	307	231	307	262	281	176	137	211	245	317	286	238	207	231	353	252	249	224	223	284	283	329	336	369	394	202	120	240	274	317	8,051
11:00～12:00	139	264	223	247	242	184	136	127	142	223	223	252	192	137	158	214	216	209	237	194	108	159	228	221	204	192	324	127	127	235	211	6,095
12:00～13:00	159	250	214	247	235	207	149	146	113	204	221	230	180	134	137	197	187	180	185	197	129	139	201	216	195	228	156	115	115	216	173	5,655
13:00～14:00	283	305	242	267	257	237	127	264	230	266	266	336	295	137	132	220	247	209	314	247	135	115	204	225	216	74	14	209	127	247	190	6,637
14:00～15:00	295	396	372	422	384	358	296	272	302	377	384	401	384	295	278	372	384	384	387	363	175	187	341	346	269	74	0	278	255	394	328	9,753
15:00～16:00	163	307	334	403	322	334	295	170	185	302	344	286	252	278	291	329	293	324	271	333	302	298	374	384	372	96	0	195	288	377	356	8,858
16:00～17:00	159	242	180	252	170	213	117	142	147	202	235	204	201	156	170	192	185	192	199	200	283	264	219	266	345	231	158	148	161	204	192	6,229
17:00～18:00	172	163	153	195	142	151	152	110	136	166	194	175	168	137	144	173	182	177	159	141	130	144	156	180	161	314	341	111	129	149	132	5,137
18:00～19:00	317	312	271	259	278	279	283	305	276	288	315	295	312	257	221	254	276	298	283	250	158	204	242	231	158	310	307	283	264	244	232	8,262
19:00～20:00	324	305	298	312	281	302	276	312	317	304	340	315	312	307	321	312	314	305	312	297	317	312	307	319	305	290	320	307	295	293	288	9,519
20:00～21:00	295	305	300	317	285	303	297	273	303	312	339	321	310	283	305	315	327	307	314	308	286	290	298	336	317	303	285	276	300	300	288	9,398
21:00～22:00	269	310	310	285	312	297	248	250	280	308	336	305	324	296	279	290	300	286	307	280	302	286	326	331	274	158	233	274	303	315	298	8,972
22:00～23:00	159	156	194	187	204	159	124	146	168	201	201	185	163	151	213	204	221	129	180	226	231	204	257	286	240	142	127	134	189	208	180	5,769
23:00～24:00	144	148	134	159	123	146	130	120	144	156	185	153	151	117	135	142	156	120	135	154	132	142	139	170	146	194	135	125	140	135	125	4,435
合 計	5,254	6,208	5,664	6,111	5,664	5,551	4,848	4,802	4,944	5,753	6,108	6,211	5,724	4,992	5,000	5,539	5,681	5,577	5,734	5,561	4,932	4,992	5,692	5,969	5,837	5,040	4,774	4,694	4,822	5,671	5,268	168,617